

幼稚園類似の幼児施設における 幼児教育・保育の無償化について

1 保育料の無償化

補助の基準		兄弟区分	都補助額 (月額上限)	区補助額 (月額上限)	補助金額合計 (月額上限)
A	生活保護世帯 (B階層のうちひとり親世帯等含む)	第1子	27,200	16,000	43,200
		第2子			
		第3子以降			
B	区民税非課税世帯 (D1階層のうちひとり親世帯等含む)	第1子	24,200	16,000	40,200
		第2子	27,200	16,000	43,200
		第3子以降			
C	区民税均等割額のみの世帯	第1子	24,200	16,000	40,200
		第2子	27,200	16,000	43,200
		第3子以降			
D1	区民税所得割額 77,100円以下の世帯	第1子	22,800	16,000	38,800
		第2子			
		第3子以降	27,200	16,000	43,200
D2	区民税所得割額 211,200円以下の世帯	第1子	22,800	16,000	38,800
		第2子			
		第3子以降	26,600	16,000	42,600
E1	区民税所得割額 256,300円以下の世帯	第1子	22,800	16,000	38,800
		第2子			
		第3子以降	26,000	16,000	42,000
E2	区民税所得割額 256,301円以上の世帯	第1子	22,800	16,000	38,800
		第2子			
		第3子以降			
Z	区民税所得割額 不明	第1子	22,800	16,000	38,800
		第2子			
		第3子以降			

- ※1 入園料補助金については、上限70,000円の補助を行います。
- ※2 無償化の対象となる費用は入園料及び保育料です。給食費や園バス費用等は引き続き保護者負担となります。
- ※3 上記金額は補助上限額になります。実際に園に支払った入園料及び保育料の額が、上記額よりも低い場合は実負担額を補助額とします。
- ※4 保護者補助金について、世帯の区市町村民税額等が不明の場合はE2階層の補助額を適用します。
- ※5 上記の保育料補助金及び※1の入園料補助金は、お子様が通園する園からの請求に基づき区から園に直接給付しますので、原則として保護者は給付額を控除した後の費用のみ園にお支払いいただくようになります。(給付額の取り扱いについては、入園予定の園にお問い合わせください。)
- ※6 幼稚園類似施設が実施する預かり保育の利用料については、無償化の対象外となります。幼稚園類似施設の無償化給付は上記の入園料及び保育料給付のみとなります。

(お問い合わせ先)
江東区教育委員会事務局
学務課幼稚園係
TEL：03-3647-9703